

# 白井市 課題支援型地域ケア会議実施にあたって

## 1. 趣旨

- 第一の目的は、白井市に暮らす高齢者の希望や課題を整理し、課題の解決を目指しながら、その人なりのQOLを保った生活を、1日でも長く出来るように支援することです。
- 第二の目的は、会議を通して、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター専門職（以下「事例提供者」とします）が、支援のあり方について気付く機会とすること、および事例提供者のサポート、後方支援を行うことです。
- ご本人の思いやニーズをふまえ、QOLが高い状態とはどのような状態を指すのか、どうすればそこに近づけるのか（本人や家族の工夫・各種資源の活用）について、各専門職からの助言や提案が受けられる場とします。
- 併せて、市や地域包括支援センターとして、個々高齢者の状況を把握し、白井市に不足している資源やサービスは何かを把握する場とします。情報を地域包括支援センターで集約します。

## 2. 守秘義務

地域ケア会議は、介護保険法に位置づけられており、関係者に対して法律上、守秘義務を課しています。この会議の場で知りえた情報は、助言者・オブザーバー含め、外部に漏らさないようお願い致します。◎事例に関する資料は回収しますので、終了後は机に残してください。

※ 守秘義務違反の場合、罰則規定あり（介護保険法 115 条の 48 第 5 項、205 条 2 項）

## 3. 会議全体の流れ

| 配分  | 内容             | 内訳                           |
|-----|----------------|------------------------------|
| 10分 | 趣旨・進行方法説明      | —                            |
| 50分 | 事例1            | 10分間：事例提供者説明<br>35分間：質疑・意見交換 |
| 50分 | 事例2            | 5分間：まとめ・「ご本人やご家族へのメッセージ」記入   |
| 10分 | 調整・まとめ・次回アナウンス | —                            |

## 4. 議論のポイント

- 本人の興味関心や生活因子から、どのような暮らしを望んでいるのか、現状の課題などを整理します。併せて、担当ケアマネジャーの思いや相談したい点を確認し、より良い支援のための意見交換を行います。
- ご本人のニーズを満たし、QOLの高い暮らしを実現するために、こんな資源（公的サービスやインフォーマル資源）がある、今はないけれど、こんな資源があればいいのに、という検討を行います。
- 提案する資源については、介護保険サービス、医療サービス、公的サービスに加えて、自助・互助、住民主体や民間企業等によるインフォーマルな資源やサービスの活用を重視します。
- 生活援助中心型訪問介護の事例においては、生活援助の必要性に関する検討に加え、利用者の自立支援や重度化防止、地域資源の有効活用等の観点から必要な助言を行います。

## 白井市課題支援型地域ケア会議で心がけていただきたいこと♪

～事例提供者も、助言者も、会議進行者も学びあい支えあう場に～

- ◎感情的な非難・批判をしない（verbal・non-verbal 双方に留意）。
- ◎自分の考える解決法や推測がより現実に即していたとしても、それを事例提供者に押し付けない。
- ◎情報が足りない部分は、“質問”によって事例提供者へ問いかけていく。“質問”によって、利用者と利用者が抱える問題、事例提供者のひっかかりなどが、事例提供者自身の言葉で語られるプロセスを大切にする。
- ◎事例提供者に対して、クライアントへの相談援助面接と『同様の配慮』をする。
- ◎事例提供者は、助言者の言葉に耳を傾け、会議が終わってから、「そしゃく」してみる。全てを受け入れる必要はないが、この場では自分の思いや悩みを長時間話さず、できるだけたくさんの助言をもらうことを意識する。

一部：兵庫県朝来市報告資料・渡部律子著『基礎から学ぶ気づきの事例検討会』中央法規出版参照

### 参考：地域ケア会議に関する法的根拠や守秘義務規定

（介護保険法）

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第二百五条 （略）

2 （前略）第百十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。